

徳島県版 自転車安全利用五則

平成29年8月30日に徳島県交通安全対策協議会にて徳島県版 自転車安全利用五則が決定しました。自転車の運転には十分気をつけましょう！

- 1 自転車は、車側が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号順守と一時停止・安全確認
- 5 自転車乗車時はヘルメットを着用

徳島県交通安全対策協議会

戦没者等のご遺族の皆様へ

第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています。

平成30年4月2日（月）までに、ご請求ください。

○支給対象となる方

平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受けの方（戦没者の妻や父母等）がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
 - *戦没者等の死亡当時の、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）
 - *戦没者等の死亡時まで引き継ぎ1年以上の生計があった方に限ります。

○支給内容

国債名称 第十回特別弔慰金国庫債券い号
額面 25万円（5年償還）

お問い合わせ 牟岐町住民福祉課

あなたの相続相手を応援します！ 法廷相続情報証明制度

平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#)をご覧ください。

徳島地方法務局（本局088-622-4683 阿南支局0884-22-0410 美馬支局0883-52-1164）

